

史料

江戸時代の道路を往く (五)

——路邊から展望せる江戸時代の姿相——



渡部 英三郎

◎女の旅行者

道中筋に在つて旅行者を相手に生活の手段を見出してゐた女の群について記した序に當時に於ける女の旅行者について簡単に述べて置かう。比丘尼のやうな特殊な、そして地方的なものとは別として、女の旅行者は、それ自體としてもまた男に對する比較に於いても極めて少かつたものと思はれるがそれは次の機會に述べるやうな途上の危険が女の旅を困難ならしめたり、または女の旅行者に對する取締りが

殊に嚴重であつたりした結果ばかりではなく、江戸時代に於いて婦人の置かれてあつた社會的・經濟的地位に因るものでなければならぬ。即ち其の生活の全分野が殆ど家庭の部内に局限せられ、社會的に進出するに至らなかつた當時の婦人には、比較的富裕な家庭の者が夫に伴はれて一生一度の伊勢参りや京大阪の見物に廻るか、江戸見物をするかの外には旅行の機會がなかつたのである。そうした事情は、伊勢参りの者などが街道に群を成してゐた一定の季節

の外には、街道筋に女の姿を稀有ならしめた主要な原因であつた。そうした時代に於いて女が一人で道中することは、一つの異常なこととせられ、隨つて注意深き監視の下に置かれたことは當然であつて、責任ある幕府官吏の證明書を携行せざる限り、各地の關所を通過することは出来なかつたのである。左に享保年間の規定に係る、江戸出入の女に對する證明責任者を掲げ、當時に於ける女の旅行が如何に嚴重なる監視の下に置かれたかの一斑を知るべき資料としよう。

女手形出所之事

- 一、江戸より出る女 御留守居
- 一、京都より江戸へは 京都諸司代
- 一、大阪より江戸へは 大阪町奉行
- 一、筑紫・中國筋 大阪町奉行
- 一、和泉堺より江戸へは 堺町奉行・刈谷城主
- 一、駿河より江戸へは 駿河町奉行
- 一、美濃より私領へは 御代官

一、東三河より江戸へは 西、田原城主
東、刈田城主

一、渡海鐵砲、女一切御停止の事

一、甲州より江戸駿河へは甲州御勤頭同前御代官より國留番所へ御手判出す。⁽¹⁾

遠州氣賀の關所に於いては女の通行に對する取締は殊に嚴重であつて、此關所を通行しようとする者は江戸を出發する際老中の證明書を必要とし、御留守居の證明書のみでは通過することが出来なかつたのである。

此關所は御老中御判無_レ之候ては女は不_レ通御留守居方御判にては通がたし。⁽²⁾

と記せる「落穂集」の記述はそれを示してあるがその理由に就いては知り得ない。

註 (1) 及 (2) 「落穂集」卷六

江戸時代の道路交通者（旅行者）は、男によつて極めて多くの部分が占められ、女の旅行者、殊にその一人旅は、稀れにしか見受けられなかつたであらうことは、それ等のことから推察せられるのであつて、旅行者中少らかぬ部

分が婦人によつて占められてゐ、そして其の中には多くの職業的目的による婦人旅行者さへ含んでゐる今日の有様と比較して、そこに時代姿相の現はれを見るべきであらう。即ち女の生活の殆ど全部が家庭の殻の内に於いてのみ營まれてゐたこの時代の文化様相の一面を見るべきであらう。

◎關所、刑場、高札場

關所、刑場、高札場等は何れも封建專制の世に於ける森嚴なる權力の路傍に於ける示現として行路往還の民衆に重苦しき威壓を感ぜしめてゐた一聯の街道風景であつた。

往還の旅人等は目前に露出されてゐる刑場の慘鼻な光景を見ては聲を落し肩をすぼめて通り過ぎたであらうし、また關所附近に漂ふ、峻嚴な、警察的雰圍氣に打たれては、今日の旅行者などには實感の機會のないやうな重い威壓を感じて通り過ぎたであらう。また高札所毎に、違反者に対する刑罰を示して、命令され、告知されてゐる御觸書を仰ぎ讀んでは注意深く警戒の目を配り、話題のそれに觸れることを避けるやうな氣分で通過したであらう。前の機會にも

引用したやうに、尾張藩主徳川宗春が、頻發せらるゝ觸書に脅える民衆の有様を述べて「心いさみなく、せばくいじけ、道歩行も跡先見るやうになり……」と記してゐるやうな姿は、封建國家に特有な、威壓を以つて迫る高札所の前に、立てる旅人等の姿であつたことであらう。

關所については多くの人々によつて研究が遂げられ、その情景について記述してゐる文献も少くないから、こゝにはそれ等に關する記述を省略し、たゞ「落穂集」卷六が記する所によつて、江戸時代に於ける主要なる關所とその管内に屬せる街道筋とを紹介して置くに止めるであらう。

諸國御關所名目並街道筋之事

- 一、小 佛 甲州筋より八王子先駒木野村迄
- 一、新 川 下野、館林、足利、佐野筋
- 一、横 川 信州筋、碓氷の事なり
- 一、房川渡 佐野、下野、奥州筋
- 一、中 田
- 一、市 川 上總、下總、安房筋
- 一、松 戸 常陸筋

一、關川 常陸筋より加賀、越後筋

一、福島 美濃、京筋

一、大戸 草津筋

一、關宿 常陸筋より船路を改る

一、杣橋 横原、越後筋

一、箱根

一、今切 上方筋

一、根府川 上方筋

一、遠州 氣賀

以つて幕府が江戸に通ずる一切の交通路を關所によつて嚴重に監視してゐた封建警察の路邊に於ける現はれを見るべきであらう。

刑場の慘鼻な光景に就いてはこの時代の外國旅行者なども、目を見張つたものと見え種々の記述を遺してゐる。例へばケンペルは東海道筋で見た刑場に就き、

通路にて公の刑場に差掛ることあり、そこには數個の礫木、または杭あり、又執行されたる刑罰の殘餘のある

にても容易に知るべくすべて市街の西側にあり。

と記して其構造と位置とを示してゐるが、それは幕府の初期時代に於いても各都市毎に設けられてあつたものと見え慶長年間に日本の道路を旅したジョン・サーリスも、

我等は都市に近く行く毎に、磔刑せられたる者の屍を保てる十字架を見たり。(ジョン・サーリス日本紀行)

と記してゐる。そして刑場の陰慘な、目を蔽はなければならなかつたであらうやうな光景はケンペルが品川の刑場で見たといふ左の如き有様によつて代表せられるであらう
品川の前にて刑場は嫌ふべき恐るべき光景にて我目に入れり。人の首、切り離されたる肢節は死せる家畜の腐肉の間に打ち糺りてあり。一疋の瘦せたる犬は飢えたる喉を焦せらせて腐りたる人體を舐り廻はしその傍には小犬と烏と待べりて、供膳明きたらば飽まで貪り食はんとして待ち構へたり。⁽¹⁾

註 (1) 「ケンペル前掲書」

そうした状態は行く先々の刑場に於いて、目に觸れたと

見え同じ旅行者は粟田口の刑場に就いては、

そこに遠からず南無阿彌陀佛と刻みたる一本の高き石を樹てあり、これに對して二人の罪人礫にかゝれり。

と書きまた、徳萬町と嘉瀬町との間に在つた刑場を眺めては、

一奴の十字の礫木に掛れるを見たり。材木を盗みし爲めに叱られたるに激し、己より年若き男の首に綱をかけて絞め殺したるなり。(ケンペエル
同上書)

江戸時代に於ける死刑執行の一般的方法是罪の輕重により、鋸挽、礫、獄門、火罪、斬罪等であつたが、ケンペエルが品川の刑場で見たといふ「人の首、切り離されたる肢節は死せる家畜の腐肉の中に打ち雜ぜられてゐた」光景の現はれたのは恐らくは鋸挽による死刑の行はれた後でもあつたらう。鋸挽執行の常法は「一日引廻兩之肩に刀目を入竹鋸に血を附側に立置、二日晒、挽可申と申もの有之時は爲換候事」といふやうな殘酷なものであり、容易に敢て其

執行に當る者すらなかつた様子が窺はれるが、斯様な光景

の路邊に於ける露出はそれ自體、江戸時代が辿りつゝある文明段階の一面を示すものでなければならぬ。現代法の主要な基礎を成してゐるローマ法を生み出したローマ市民は、法律制度に關する限り高き文明の段階上に立つたが、

一面に於いて、奴隸に劍を執らしめ、飢えたる獅子と血闘せしめて、時に、その猛獸の鋭牙に引き裂かるゝのを平氣で見物したり、鮮血の滴る羊の腸を引き出して吉凶を占ふといつたやうな半野蠻的段階の上に在つたと同じやうに、江戸時代も他の分野に於いて相當高き文化を享有してゐたとしても、路邊に露出してゐた刑場の殘酷さによつて、半開的な文明段階を示してゐたと評すべきであらう。

註 (1) 及 (2) 「御定書百個條」

町や村の一定個所に設けられてあつた高札場も此時代の特色附けてゐた街道風景の一であり外國の旅行者などもその存在を見落さなかつた。例のケンペエルはそれに就いて細かに觀察し詳かな記述を遺してゐる。

市街地、村落其の他すべて人の往ふ所は公の街路に「札の辻」といふあり、上意を達するための格子圍ひの場所にして、この國にて云ふ高き意志、即ち將軍の告諭を各州の領主が其名にて公表して通行人に告示する所なり。四方形の長さ一臂半臂の板を高さ一間二間の杭に取附けて、行く人々の注目するやうにして、それに一條二條(大きく正階字にて)書き付くるなり。

此制札は時により内容にもよりて同じからぬものなるが、其中最も重く、最も長く、最も大なるはローコカトツク教の禁制、異端者逮捕の命令、耶穌教の僧俗の訴人に對する賞與の規定なり。

また國主又は代官が自ら發する命令も此坪の中に貼する故、澤山に並べ重なりて、所定らぬ程にて洩れなく之を見、又は讀むこと能はざることあり。

ケンベエ
ル
前掲書

以つて其の面影を偲ぶに充分であらう。高札場が置かれた位置につき同じ旅行者は、

此公告臺は大都市にては其入口に置かれ、村落にては

街路の中央、又は旅人の最も目に着く所に置かれたり。其の他往人なき道路にも粗末な低き杭に下級長官、村長、道路監督官の命令訓諭を掲示せるあり。

と記してゐるが、大都市に於いては入口に置かれてあるといふのは、恐らくはそののみが目にも觸れたのであつて、街中の所々に置かれてあつたものは、氣付かずに通り過ぎたためであらう。小さな村にさへ一箇所設置されてあつたすれば都市では數箇所にも置かれてあつたらうと思はれるからである。江戸なども入口にもあつたかも知れないが、其の代表的なものが日本橋側に立てられてあり、その他淺草橋、常盤橋、筋違橋、麴町、芝車町などをはじめ多の場所に設けられてあつたことは周知されてゐる。その中、交通に關する事項を告示した高札の事例は、正徳四年に江戸淺草橋外四ヶ所に掲示せられ、天和元年頃から五街道の各宿驛の間屋場に掲示せられた次の觸書等に見られよう。

一、人馬之賃、定之外増賃を取るに於いては牢舍せしめ其町之間屋年寄は過料として鳥目五貫文宛、人馬役立

ものは家一軒より百文宛出すべき事。

(附) 往還之輩程不盡之儀申かけ亦者往還のものに對し非分之事あるべからざること。

註 (1) 種畑雪湖氏「江戸時代の交通文化」

こうした交通關係觸書の高札場に掲げられたものは非常に多く枚擧に違がない。

獨り交通關係の事項ばかりではなく、凡て人民に告知すべき必要のあることはこの高札を利用して揭示されたのであるが、前にも述べたやうに民衆は一般的な無知の状態に在つたのであるから殊に地方の農村に於いては、それを讀めない人々が多く、幕府は代官、庄屋、名主等を通じてそれを讀み聞かせ、意味を理解せしめるために努力を拂つたらしい。「勸農並村方取締頭書」⁽¹⁾に、

高札は知らで不_レ叶御謔なり、能々讀み守るべし。無筆の者には讀み聞かせ覺えさせしべし。

とあるなどはその努力の現はれの一つであらう。また高札場は幕府其の他治世者(諸侯)の意思を表示するための設

備であるから、それを一つの偶像化して民衆に尊崇の念を以つて對せしめる必要などもあつたものと見え、

高札の前を通らばほ_レかむり杯はぬぐべし、又高札場怠りなく掃除可_レ致事。⁽²⁾

などいふ心得書なども見える。

註 (1) 及 (2) 「近世地方經濟史料」第六

然しやがてこうした尊嚴なものとして取扱はれ、恐らくは多くの旅人等にとつて一種の威壓でさへあつたであらうこの高札場に對して、惡戯を敢てする不敵な者などが現はれて來たらしい。

次に惡意犯科之輩、道路高札立候其無實の事を札に書被載候者恥辱にも科にも成間敷候……天道の事をさへ凡下之口_ニに任せ何角と申上ば其外之事は不_レ及_ニ是非_一也。⁽¹⁾

と「板倉政要」が記してゐるなどはその一例である。意味甚だ明瞭を缺くが、高札によつて揭示せられた觸書に關しその揭示文の傍へ、それが無實であることを書き添へた者があつたらしい。それにして板倉京都所司代は、人の口

には戸が立てられず、下々の口さがなき、天道のことさへ
かれこれといふのであるから、その他のことは是非がない
ではないかと云つて平氣を装つては居るが、決して平氣で
なかつたことは、

勿論札の書手露顯の上は令^ニ決斷、非義の者極重の罪科
可申付候。⁽²⁾

と云ひ、また、

若穿鑿候者先手跡等見比べ諸人の嘲りなき様に可相計
事。⁽³⁾

と令してゐるに見るも明かであらう。諸人が頼かむりを除
つたり、崇敬の表示をしたりして通り過ぎた高札に對して、
然かも揭示せられたる觸書を否定するが如き惡戯をしたも
のがあつたとすれば、それは大阪の役後没落せる豊臣系諸
藩の浪人か、または幕府の存在を否定するその他の不逞の
浪人等の仕業でもあつたであらう。

註 (1) (2) 及 (3) 「板倉政要」(日本經濟大典
第三所收)

天空からあらゆる物體を透過して降り注ぐ謎の宇宙
線を捕へてその強度變化を自動的に記録する觀測計に
は色々あるが、アメリカ、マサチューセツツ工科大学
のベネット教授がシカゴ大學のコムプトン博士の指導
によつて作つたものはこの球狀の部分にアルゴンガス
が七五〇封度の氣壓(約五十氣壓)が入つて居り、高
壓下のアルゴン・ガスは宇宙線の強度に比例してイオ
ンが増減するからこれを電位計で計つて、宇宙線の強
度變化を自動的に記録させることが出来る、即ち尖端
測量計の理を利用したものである而もこれは一ヶ年間
は全く人が手を觸れることなく自動的に働くといふ便
利なものである。